

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻81号 95/10 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1995年11月13日(月) AM10~12 申立人(麻田)主、反対尋問
12月19日(火) AM9:30~11:30 申立人(深沢)主、反対尋問
(会場：芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

公判日程 1996年1月19日(金) AM10~12 準備書面提出

森村先生への再々配転攻撃を許すな 生徒切捨て、今度は市民切捨て復興案

市芦救援会事務局

去る一〇月一日付で、森村先生が文化財課から市民センターへ配転されました。昨年四月に図書館から配転され、わずか一年半後の再々配転で、教育職で唯一人の異動です。
この間、市文化振興財団への行政業務委託が合理化とセットにして行なわれています。そのことに伴う業務混乱への批判や、要員要求を行ってきた森村先生を排除したのです。
教員を行政事務職として、長期にわたって配置してきた誤まりを覆いかくすための配転であり、森村先生の配転先は市芦しかないことは明らかです。
北村市長は松本元教育長と共に、「教育改革」と称する生徒切り捨て、教師切り捨てを強行してきました。今日、小林助役と共に震災後の復興をめぐるでも、被災者を励ますどころか、彼らに一層の犠牲を強いて、切り捨てることに必死です。市民生活の息吹きのない机上プランを一方的に押しつけようとしています。「教育改革」が学校混乱と教育破壊のみをもたらした様に、この復興策は市民の生活創造意欲を奪い、高層ビルのカゴの中に閉じ込めるものと、被災市民の批判をあびています。
さて、市公平審は申立人の主尋問も年内に終了予定であり、併行して進めている地裁公判でも、事案毎に準備書面を次々と提出しています。来年春まで非常にきびしい日程が続くことになりませんが、今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

も／く／じ

教員を行政事務職とした矛盾を露呈 上司に盾つくと、タライ回し人事	市芦救援会事務局	2
抗議及び申し入れ書	市芦分会	2
権力弾圧を心に刻み誹謗中傷、排除攻撃と闘う	森村啓一	3
街は市長のものではない 芦屋しなおしデモ	市芦分会	4
陳述書	申立人 麻田利子	6
活動日誌	4/	

教員を行政事務職とした矛盾を露呈 上司に盾つくと、タライ回し人事

市芦救援会事務局

森村先生が再々配転されました。安上り行政を目指して、文化振興財団へ杜撰な業務委託が続く中、業務混乱が生じていた。そのシワよせを、「事務職」森村先生に押しつける管理職に対し、正当に批判、意見を述べ続けた森村先生を排除したのである。

森村先生が再々配転されました。安上り行政を目指して、文化振興財団へ杜撰な業務委託が続く中、業務混乱が生じていた。そのシワよせを、「事務職」森村先生に押しつける管理職に対し、正当に批判、意見を述べ続けた森村先生を排除したのである。

その異動根拠すら自ら覆し、異動の違法・不当性を証明しています。森村先生は昨年四月一日に図書館から社会教育部文化財係に再配転されています。このことは森村先生については「英語の学力を有しており、購入図書を選定、読書相談、読書指導等の図書館の機能の充実を期待」した異動と主張してきた処分者側自ら根拠のなかった異動であることを認めたことに他なりません。それよりこの時点で市立芦屋高校に帰すべきなのです。

抗議及び申し入れ書

一九九五年九月三〇日

芦屋市教育委員会

教育長 三浦 清様

兵高教団神戸支部市芦分会長

芦屋市立高等学校教職員組合執行委員長

小川 文夫

去る九月二八日、年度途中の人事異動の内示がありました。森村先生が、社会教育部市民センターへの異動が内示されています。こ

この配転で、市民センターには小川・森村両名の元気な仲間がそろった。こんな配転でおそれる森村先生ではなく、「記憶力の森村」として、一層、闘いの最前列に立たれる、元気な決意文を寄せられている。

再々配転となる森村先生の今回の異動は許されるものではありません。再配転から一年と六月、行政職の中における異動であっても希なものです。森村先生は文化財係で、職場における仕事のデタラメさを指摘し続けてきました。そのことで上司から煙たがられ嫌がられてきました。そのことをもって「森村は仕事をしない、サボるために文句ばかり言っている」と悪意に満ちたデマが流されていきました。「森村さんの言っていることは筋がとおっていますよ」という職場の同僚の言葉が真実を伝えてい

ば、その常識さえも疑うものです。

今回の森村先生に対する内示の撤回と、市

立芦屋高校から強制配転した教員の高校への現場復帰を要求します。

権力弾圧を心に刻み 誹謗中傷、排除攻撃と闘う

森村 啓一

昨年四月、私は図書館から文化財係へ再配転されました。私と滝山先生を入れ換えたこの再配転は、市芦から私達を排除するために市教委がでっち上げた公務の必要性が何ら根拠のないものであった事を、市教委自身が証明した事に他なりません。

また、この時までには私達を除く一九八七年度の強配者全員が再配転されており、残った二人を安易に入れ換える再配転は、まさに私達を市芦教育現場から遠ざけるための意図だけを明白にした再配転でした。

私が再配転された文化財係は、勤務場所が芦屋市文化振興財団運営の美術博物館内にあり、市の条例・規則にない派遣辞令でもって、美術博物館の仕事も兼務させられていました。

そこでは、市の文化財係の三名と財団職員二名の学芸員が同じ部屋で机を並べて仕事をしています。文化財業務と博物館業務が未整理のままです。二人の学芸員は、財団

職員の本来的業務である博物館の学芸業務よりも、埋蔵文化財関係の仕事にとらわれていました。文化財係の埋蔵文化財担当の専門職員不足を財団職員に肩がわりさせて、ごまかしていたのです。

あの一月十七日の大地震により多くの家屋が倒壊し、遺跡内でも、一戸建の木造住宅を中心に解体が進んだところから、住宅建設が始まり、この春頃から埋蔵文化財の調査、届出業務が急激にふくれあがりました。国庫補助による発掘調査予算も昨年の二百万円から六千五百四十万円と三十倍を超えました。そのため、私は職場で管理職に非常事態に対応する人員増と事務分担を明確化することを要求してきました。

それで初めて、市と財団で業務委託契約書を作成し、それまであいまいであった文化財業務と博物館業務の仕事の関係も組織的な整理の第一歩が始まりました。

それでも人員不足はいかんともしがたく、私が増員の要求をしつづけた事が、逆に市教委からは、文句ばかり言って仕事をしない奴だというデマを流され、今回の十月一日付の市民センターへの再々配転となったのです。仕事を組織的にきちんとなすために、まともな意見を言う者をサボリよばわりして、職場から追い出すという市教委のやりくちは私達が市芦から排除された時と瓜二つです。

そう言えば、かつて一九八六年十月一日付の「広報あしや」で市芦の教員を誹謗中傷する特集記事が松本教育長の手で組まれたことがあった。その記事の中で、「サッカー部の顧問を拒否した教員がいるときいている」と松本教育長が語ったセリフを私は九年ぶりに思い出しました。

当時、三年生の担任で、困難な進路指導を担当している教員にサッカー部の顧問を依頼する管理職の神経を私は疑ったが、管理職は自分の意にならぬ部下のことはサボリよばわりして市教委に報告し、組織の長としての自分の責任は棚上げする体質は松本教育長以来、市教委の管理職に定着したようである。

「権力に対する人間のたたかいは、忘却に対する記憶のたたかいは他ならない」と言ったのはミラン・クンデラだが、私は九年前の十月の事実も、今年の十月の事実も忘れな

街は市長のものではない 芦屋しなおしデモ

市芦分会

周囲がほとんど更地となった津知公園に、市内各地で避難生活を余儀なくされながら、街づくりを市民の手でと、多くの市民が結集した。小学生がプラカードに書いた「街は市長のものではない」というのが急きょスローガンとして大きな拍手で採択された。震災後、区画整理計画等を市民の反対の声を無視し続けて強行しようとする北村市長に対し、その強権的手法への抗議にとどまらない批判の声がかつた。親の生活権を守るとりくみとして、今後とも連帯し共にとりくむ決意でいる。

市長に誠意ある対話を 求める要望書(抄)

いうまでもなく地震は自然災害であります。しかし地震がもたらした災害の多くには、行政の怠慢と誤った諸施策にありました。このことは住宅・福祉政策を怠り、生活本位の街づくりを背を向けて、開発至上主義にはしつ

てきた都市の惨状がなによりも示しています。同レベルの地震に襲われながら被害を最小限に食い止めたロスアンジェルスと対照すればよくわかります。同様に、死亡率、家屋全半壊率ともトップであった芦屋市の行政責任も明白であります。(中略)

公約とはまったく背反することであり、市民主導の街づくりどころか、国・県・市の行政が短期間に机上で作文した復興計画なるものをしやにむに強行しようとしています。西部地区の区画整理、再開発、公害道路の新設・拡幅、環境と景観の破壊など、当該の住民がごぞつて反対している事業計画を市長はかたくなに押しつけようとしています。一方で市長は、仮設住宅の生活と環境条件の整備、良質の公営住宅の建設、自宅の再建への公的援助、芦屋浜の液化化の原因究明と対策、湾岸線側道反対など、市民が切実に願う、緊急に対策が必要とされている問題には目を向けようとはしていません。(中略)

北村市長。「話しあい」を本気にやる気があるのなら、行政が一方的に計画した事業計画をまず白紙撤回してください。そしてただ聞きおくという話し合いをいたずらに重ねて、最後は市の既定の事業計画を住民に押し付けるといふのでは真の対話とはいえません。わたしたち住民が十二分に納得し、了承するま

で、どのような事業計画も決めないことを約束してください。それが対話というものです。わたしたちはこのような対話を積極的に望んでいます。北村市長。これこそ市長がわたしたちに公約されたことではありませんか。市長自身が公約にたちかえって、民主主義の原点にたたれることを切に要望いたします。

活動日誌 〱抜粋〰 1995.9.1~10.20

- 9. 1 法対会議。
- 7 事務局会議。
- 9 事務局会議。
- 12 神戸地裁第三回公判(停職処分関係準備書面提出)
- 20 事務局会議。
- 25 法対会議。
- 29 森村先生を文化財課から市民センターに異動との内示。
- 10. 2 辞令交付。組合の抗議、市教委交渉。
- 3 分会拡大。
- 5 事務局会議。芦屋地労協常任幹事会。
- 7 兵高教全県分会代表者会議。兵同教大会。
- 8 芦屋しなおしデモ。
- 9 分会会議。
- 11 通信No.80発送。
- 12 法対会議。
- 18 法対会議。
- 20 事務局会議。

市の復興策に反発の300人

芦屋で“人間の鎖”

(毎日)

阪神大震災で大きな被害を受けた兵庫芦屋市で8日、市の復興策に反発する市民団体メンバー約300人が市内をデモ行進し、全員が手をつなぐ人間の鎖、ができた津知公園(同市津知町)に集合。区画整理事業の白紙撤回、仮設住宅の生活改善などを求めた北村春江市長あての要望書を探した。このあへ、参加者は「人も切り捨てない復興を」と書かれたプラカードを掲げ、市役所までデモ行進。人間の鎖で市役所を囲んだあと、要望書を市に提出した。

呼びかけ人の一人、佐治孝典・神戸女学院大学講師は「復興計画を一方的に押しつける市の姿勢は、市民のための行政とは言えない」と話していた。

「街は市長のものではない」 ものでない

芦屋 被災住民300人がデモ

復興まちづくりなどをめ、行政と住民の対立が、芦屋市で8日、市民グループなど約300人が市内をデモ行進。市に住民との対話を重んじた復興策などを訴えた。

「芦屋しなおし10・8行動」で、「市民がつくる声屋会議」(佐治孝典代表)が呼び掛けた。参加したのは、市が打ち出す土地区画

得するまで事業計画を決定せず話し合いをせよという「話し合い」の要望書を探した。続いて、JR芦屋駅前など市内約2キロを「ハートレス・フィヤ」市長は直接住民の声を聞け」などと書いたプラカードを手に行進した。



プラカードを掲げ、市の対応に不満を訴える市民＝芦屋市内

(神戸)

六二年(不)第四号事案

陳述書

一九九五年一〇月二三日

不服申立人 麻田 利子

六二(不)第四号事案について、以下のとおり陳述致します。

第1 本人経歴

一九七五年五月に芦屋市教育委員会で採用選考を受け、「芦屋市公立学校教員に採用する。芦屋市立芦屋高等学校教諭に補する」という辞令を受け取り、保健体育科(以下「体育科」という)の教員として採用されました。採用に伴って、当時の山垣学校長から、「この学校の先生の平均年齢は二八歳です。若い方たちで頑張ってもらっています。出来る限り長く勤務してください」と激励されました。私も教員になるのが夢でしたので一生の仕事として勤めたいと思いました。

私が採用された年度に三名の障害生が入学しました。体育の授業の内容も障害生がクラスの子とかわりを持ち生き生きと参加できること、また、体育嫌いの生徒も楽しく充実した時間が過ごせることを目標に授業研

究をし、教科指導に努めてきました。

さらに、一九八四年度第二三回生の入学から卒業までの三年間を連続して担任を持ちました。このことは芦屋市立芦屋高等学校(以下「市芦高校」という)創立以来、体育科の女性教諭として初めてのことでした。担任の経験を生かし、一九八七年四月からも担任を持ちたいと意欲的になっていた矢先の配転でした。

また、採用と同時に、芦屋市立高等学校教職員組合(以下「組合」という)に加入し、一九八三年に上記組合の婦人部長をしました。

第2 人事異動手続きの問題点

滝山陳述書(1)と同じ

第3 教員身分を奪う人事異動

滝山陳述書(1)と同じ

第4 「配転の必要性」について

滝山陳述書(1)と同じ

第5 異常な処分経緯

小川陳述書と同じ

第6 「公務の必要性」の不存在

処分者側答弁書に拠ると、私の人事異動の理由は「昭和六三年に全国高等学校総合体育大会が兵庫県で開催され、芦屋市がヨット競技を受け持つこととなった。このため芦屋市教育委員会としても、今後の能率的な行政運営を含め、これに対応する必要がある。そこで、同教育委員会は、昭和六三年全国高等学校総合体育大会関係事務を中心とした兵庫県体育保健行政事務の実務を学び今後の芦屋市における能率的な行政運営の参考に資するため、体育科の教職経験が豊富な申立人に芦屋市教育委員会指導部学校教育課勤務を命じるとともに、同人を指導員として兵庫県教育委員会体育保健課に研修を命じ、合わせて過員の解消を図ったのである」とありますが、この配転理由に公務の必要性がないことを以下のとおり述べます。

なお、過員解消を配転理由とした不当性については滝山陳述書(甲第二七六号証)及びその証言のとおりです。

1 辞令交付後の経過及び

教育委員会のでたらめな説明

四月一日(水)午前十一時、芦屋市教育委員会は、他の市職員と辞令交付の時間帯を分け、私たち市芦高校の教員六人だけに辞令交付を行いました。桜井指導部長・竹中参与の二名が立ち会うなかで小林管理部長(以下「小林部長」という)は私に「指導部学校教育課勤務を命ずる」(甲第一九七号証)との辞令を手渡し、「六三総体の応援で、県教委体育保健課に出向してもらいます」と口頭で職務命令を出しました。

異動があっても勤務場所は、芦屋市内と想っていただけに、この日、この場で兵庫県教育委員会事務局(以下「県教委」という)体育保健課の話初めて聞いたので何を言われているのか理解できず、非常に頭の中が混乱しました。

交付が終わわり私以外の五人が別々に配転された課の場所へ移動して行く中で、私も当然学校教育課長に引き合わされると聞いていた「溝田課長」という)が私に以下のことを指示しました。「芦屋市内の勤務でなく、一年間直接県へ出張してもらいます。すべて県に従ってください。明日からすぐに県へ行ってください」と本当に大まかなことだけを言い

ました。

突然、県教委に一年間行けと言われ、心の準備もできてなかったもので、なによりも、今日保育所へ迎えに行けるのか、子どもの事が心配になりました。「明日から行くのは、市芦高校の事務処理と事務引き継ぎがあるので無理です」と言いますと、四月六日からと言うことになりました。

しかし、「今日の午後一番に県教委へ行って紹介しますので、一二時二〇分に教育委員会に戻って来てください」と指示を受けました。

その後、教職員課の石浜係長に連れられ午後一二時四十分芦屋発の電車で県教委体育保健課に行き、石浜係長から県教委体育保健課の桂課長を紹介されました。この場で石浜係長から私の履歴書が県の体育保健課長に渡され同課の総務係長が受け取りました。県への出張であって、県に雇用されるのではないはずなのに、なぜ私の履歴書があるのか不可思議な出張でした。

総務係の人から「誰がくるのか分からなかったから、課の歓迎会の連絡があなただけできなかった。今日あるのですが出席できませんか」と尋ねられました。

こうした経過から考えられることは、通常考えられない一年間の研修であるのに、四月一日に私が行くことについて、当日まで県教

委と市教委とがなんの協議もせずにいたことです。きちんとした研修であるなら、受け入れ体制も整っているはずですが、受け皿だけの配転であることが分かりました。

県体育保健課の桂課長が県の新任指導主事二名と私と一緒に連れ、高校教育課・義務教育課・財務課・総務課へ挨拶に回りました。その席で「芦屋市からこられた麻田指導主事です。兵庫県高等学校体育連盟(以下「高体連」という)を担当して貰います」と紹介されました。

私は県では指導主事として紹介されましたが、芦屋市では「指導員」です。私は芦屋市の一方的な辞令の中で、「指導員を命ずる」だけで事務職員にされましたが、県では、教諭の身分を変更する辞令通知をしないままで事務職員になることはありません。県が教諭を指導主事を任命するときは、本人の同意のもとで「事務の都合により本職(教諭職)を免ずる」(甲第三三三二号証の一)と教諭の職を解かれて退職し、「兵庫県教育委員会事務局指導主事に任命する」(甲第三三三二号証の二)との採用の辞令行為が行われて、行政職に任命されています。当然のことですが、行政職給料表が適用されています。

また、六三総体のように単発の事業の事務局に従事する教諭の場合は、充て指導主事

学校籍をもっていません。いずれにせよ、芦屋市教育委員会も教諭から事務職員への職種変更については、県のように本人同意のもとでの辞令交付をおこなうべきです。

さらに、付け加えると「兵庫県体育保健行政事務の実務を学び今後の芦屋市における能率的な行政運営の参考に資するため県の研修に行かせる」という答弁書とおりの公務の目的と必要性があるなら、出張に行かせるのは芦屋市教育委員会の事務局で行政事務の経験を積み、事務にたけた人のはずです。私のように教諭であった者がすぐに県へ行って、高度な行政事務を学びようがありません。

「なぜ私が」、「何のために行くのか」理解に苦しむので、四月二日(木)一三時四〇分、溝田課長に会い説明をもとめました。溝田課長は次のとおり言いました。

- ・ 県に出向という受け入れ制度がないので派遣研修、昭和六三年度には出向になるように検討中である。
- ・ 研修目的は、六三全国高校総体の応援で体育の教師が必要なのと、六人過員が生じたのでその穴埋めである。
- ・ 毎日出張して、県の服務規則に従うと芦屋市より週に二時間多くなるが、その差は出張の日当で支払う。

・ 期間については、昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日まで。昭和六三年四月一日以降一年間も仕事をする場合もある。県教委と芦屋市と二年目については具体的な話がなく、別途協議する。

以上の説明を受けましたが、私が行かなければならないという明確な答は返ってこず、自分についても理解できず、私の中で余計に混乱しました。

また、「派遣職員について、分限または懲戒処分をする必要が生じたときは県の所属長からの通知により芦屋市教育委員会がする」と、あたかも私が県に行っても仕事をしない問題職員であるがごとく念押ししました。この、処分をちらつかせるやり方に大きな憤りを持ちました。

私は配置先の学校教育課では仕事のない職員であり、「過員を解消するため」という口実で、市芦高校から排除する目的のみで県教委へ研修に行かせられました。そのため、教育委員会はでたらめな説明しかできませんでした。

2 出張命令書の異常さ

前述の経過から、溝田課長の口頭での説明はあまりにも説得力がなく、「一年間も出張に行くのに口頭の説明だけだと不安なので文

何が本当なのか訳の分からないことになりました。小林部長が言った「出向」について述べますと、芦屋市の人事異動通知書及び懲戒処分書に関する規則(甲第一五二号証)で、市職員を出向させるには出向の辞令を出すことになっていきます。よって、辞令行為を伴うことを出張命令ですることではできません。

また、派遣という用語は同上規則(甲第一五二号証)に記載されておらず、同管理部長

も、書証の出張命令書の中の派遣についての質問に「出張命令ですから出張です」(第四六回小林証言P三四)と「出張」を強調します。

出張と考えると、芦屋市の庶務規則によれば、旅行命令兼旅費請求カード(甲第三三三三号証)で行われることとなります。このカードに月日・旅行先・目的・時間・目的地の経路を記入して、直属の上司の係長、課長等の承認を貰い出張が成立します。出張は直属

書でください」と溝田課長に要求したところ、溝田課長から渡されたのが下記の出張命令書(甲第一九八号証)です。

すでに、計画、準備された研修であるならば、配転にあたって、出張命令を出す前に、事前に、本人に説明をして同意を得るべきものです。その手続きさえ取られていません。私が要求して、四月四日に初めて出張命令書が出されたのです。

この、公文書で出された出張命令書にも多くの問題点がありますので、そのことについて以下のとおり述べます。

(1) 形式の異常さ

一年間も県に行かせ、出張先の県の庶務規定に従わせ、出張先の所属長に指示・命令権を与える、これらの条件は、派遣そのものです。標題は出張命令ですが、内容は派遣命令です。

本来出張では出来ないことを出張でやらせうとしたため、出張命令書の形式や口頭での説明に処分者側の食い違いや異常性があります。

小林部長は、辞令交付式で「県の体育保健課に出向してもらいます」と言い、溝田課長との話では「派遣研修」、そして教育委員会から公文書として「出張命令書」が出るとい

の上司が、課員の事務分担の必要性に応じて命ずることで、通常教育委員会が直接出張を命ずることはありません。また、教育委員会名で出張命令書が出ることもありません。

あいまいな定義のまま、出張命令書の中で派遣先・派遣期間・派遣条件等と出張に置き換えて派遣の用語を並べる事は、公文書の出張命令書の枠を超えています。

とにかく私を、市立芦屋高校から放逐するのが目的であったが、形式的にも実質的にも法的にも確立されていない出張命令書になったものと思われま

この異例な「出張命令書」は、条例・規則の中に定めもなく異常です。形式を整えず、恣意的な出張命令書で一年間も市職員を勤務場所から遠ざけるこの処分は、職権濫用です。

(2) 出張命令書の内容の異常さ

通常出張は、会議、事務連絡、研修等、各自が担当する事務分担の中で必要に応じて命じられるものです。学校教育課に一度も足を運ぶこともなく、そこでの事務分担がない中で、出張命令書が持つ内容の異様性について以下の通り述べます。

ア 目的について

出張命令書

指導部学校教育課
指導員 麻田 利子

次により出張を命ずる。

1. 目的 昭和63年全国高校総合体育大会関係事務を中心とした兵庫県体育保健行政事務の実務を学び今後の本市における能率的な行政運営の参考に資するため
2. 派遣先 兵庫県教育委員会事務局体育保健課
3. 派遣期間 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までの間
4. 派遣条件
 - (1) 派遣先での勤務時間、休暇等は兵庫県教育委員会の関係諸規定を準用する。
 - (2) 派遣先における服務および事務分担、処理方法については、派遣先の所属長の指示、命令に従うこと。

昭和62年4月1日

芦屋市教育委員会



「昭和六三年全国高校総合体育大会関係事務を中心とした兵庫県体育保健行政事務の実務を学び今後の本市における能率的な行政運営の参考に資するため」となっていますが、この広範囲で抽象的な目的は、何を私に行わせようとしているのか明確に特定できていません。

小林部長に対して申立人代理人の「県教育委員会に出張していると言う以外に県でどのような仕事をしているか十分な知識がないということですか」の質問に対して、小林部長は「ええ、そうです」（第四七回小林証言P四）と、責任ある立場の人すら仕事の意味が分かっていない無責任なものでした。

後述しますが、私がした仕事は、兵庫県でなければ学べないようなものではありませんでしたし、教員を指導員に変えてまで学ばせる行政実務ですらありませんでした。

イ 派遣について

昭和六三年全国高校総合体育大会関係事務を学ぶなら、六三総体事務局です。私に与えられた席は、体育保健課の高体連雇用のアルバイト職員が座っていた場所、仕事の内容もそのアルバイト職員が行っていたものでした。

派遣先は出張命令書の目的を達成するには、

時間外勤務手当を支払うことになっています。私は時間外勤務をしたにもかかわらず、年間約二二四、八四八円（@二、一六二円×二時間×五二週）も、時間外勤務手当の支払いを受けませんでした。

また、芦屋市職員の中で時間外勤務の支払いがなされずに、四四時間の勤務時間命令を受けたのは私一人でした。年次休暇も兵庫県の休暇カードに記入しましたので、休暇も二〇日（甲第三三五号証）になり、芦屋市は二日です。一日少なくとも出張命令によって不利益を受けました。本来勤務時間や休暇は、重大な労働条件の変更であり、組合との協議事項のほずです。しかし、組合や本人との協議や同意なしに、職務命令で強行されました。この不当なやり方に怒りを禁じえません。

次に(2)について

「(2)派遣先における服務および事務分担、処理方法については、派遣先の所属長の指示命令に従うこと」となっていますが、私は芦屋市に採用されたので、芦屋市の服務命令には従いますが、県との雇用関係はありません。芦屋市の職員であるのに、出張で行く出張先の服務命令に従うということは、異常という他はありません。

私は品物ではありませんのに、市職員は紙

余りにも場違いでした。

ウ 期間について

「昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日までの間」と明記されていますが、社会通念上一年間も毎日出張させ続けるなどという事は聞いたことがありません。小林部長は「東京の自治大学へ半年間出張で行く」（第四七回小林証言P一）と証言しています。

この自治大学は、市の人事課が企画して計画的に行われています。これは、公募を前提として、該当者から希望者を募り、所属長から推薦された職員の中から選考して決定されるのが通常です。同意があつて成立する出張であり、私の場合と違っています。

さらに、なぜ一年間もの期間が必要なのか明確な根拠がありません。ないにも関わらず長期の研修期間が設定されているのは、私を市芦高校から、そして芦屋市から遠ざけ、併せて生活上の苦難を強いて退職に追いこもうとする意図さえ感じさせました。

エ 条件について

「(1)派遣先での勤務時間、休暇等は兵庫県教育委員会の関係諸規定を準用する」「(2)派遣先における服務および事務分担、処理方法

一枚でどうにでもなるという思い上がりが出させたのが、この出張命令書です。

3 学校教育課に勤務したことがない

四月一日の辞令を受けてから以降、芦屋市の学校教育課に行くよう一度も命じられた事はありません。私の辞令は「指導部学校教育課勤務を命ずる」で、学校教育課に公務の必要性があつての配転のほずです。にもかかわらず、三浦清学校教育課長の紹介もありまして、学校教育課の課員の方に会うこともありませんでした。

したがって、直属の上司であるはずの学校教育課長から課内のどの係に行くのか指示もなく、事務分担の説明もありませんし、事務引継ももちろんありませんでした。学校教育課に籍のある私の机がどこにあるのか知らされませんでしたし、席に座ることも一度もありませんでした。

出張も、「芦屋市の教育委員会に寄る必要はありません。出張先へ毎日直接行くように」と溝田課長から命令を受けました。出張してから一日も学校教育課に行くことはありませんでした。小林部長は「一応職務上、職務命令によって出張してる訳ですから、当然、上司はそれだけ関心をもっておったとおもいますけども」（第四七回小林証言P三）と証言

については、派遣先の所属長の指示、命令に従うこと」と書かれています。芦屋市の人事異動通知書及び懲戒処分書に関する規則（甲第一五二号証）には「派遣」についての規定がありません。小林証人も「派遣先というのには余りなく出張先という意味だろうと思えます」（第四六回小林証言P三七）と認めていますので、「派遣先」は「出張先」であるとの前提で以下の通り続けます。

まず(1)について

「(1)派遣先での勤務時間、休暇等は兵庫県教育委員会の関係諸規定を準用する」と命令されましたが、一九八七年当時、芦屋市条例の施行規則のあたりの勤務時間は週四二時間（乙第一号証、同二号証）、兵庫県の教育委員会事務局等職員服務規程（甲第三三三三号証）の勤務時間は週四四時間です。したがって兵庫県へ出張すると週あたり二時間の時間外勤務になります。

この事について溝田課長に問いただすと「それは、旅費の日当で出ています」と答えました。私は納得せず組合にも交渉してもらいましたが、結果的には一方的に勤務時間を延長され、時間外勤務手当も支払われませんでした（甲第三三三六号証）。

芦屋市の「旅費の手引」（甲第三三七号証）に拠ると、出張先で時間外勤務をした職員に

していますが、私の上司にあたる学校教育課長は、この辞令に係わっても、それ以外でも私の前に一度も姿を見せませんでした。

また、直属の上司が私の出張先に来る事もなく、研修の途中報告をさせることも、終了後の復命を求められたこともありませんでした。

一年間の出張の後、一九八八年四月一日に社会教育部体育館・青少年センターに配置換（甲第二〇五号証）されたので、私は学校教育課に勤務したことは全くありませんでした。以上のことから、学校教育課に公務の必要性はなく、市芦高校から排除する為だけの学校教育課籍だったのです。

4 県での研修は任意団体のアルバイト職員の代行

「保健体育科の教職経験が豊かな申立人」（答弁書）の私に市教委が県教育委員会体育保健課に依頼した私への研修内容は、アルバイト職員の代行であったことを以下のとおり述べます。

(1) 高等学校体育連盟（以下高体連）

アルバイト職員からの事務引き継ぎ
四月一日（水）に体育保健課学校体育係河野指導主事から研修内容の説明をうけました。「高体連の仕事をしてもらいます」と言われ、

その内容は、高体連役員の旅費の計算、高体連のお金の出し入れ(通帳に記入)、高体連の会議の会議室の予約の仕方の三点でした。「詳しいことはアルバイト職員の奥迫さんに聞いて、仕事を引き継いでください」と言われました。

兵庫県の体育保健行政事務を学ぶように市から命令されたにもかかわらず、アルバイト職員の事務を引き継ぐ様に県の指導主事から指示を受けたのは驚きました。

四月六日(月)一〇時〇〇分 奥迫さん(国文学科卒一九八六年度の高体連雇用の事務職員)と事務引継を行いました。

・高体連の仕事として

奥迫さんからの引き継ぎは、ほぼ河野指導主事が説明した内容と同じでしたが、より具体的で、役員の旅費計算の仕方、旅費と日当の合計を千円から一円までの金種に分けて個人別に封筒に詰めること、銀行へ行って高体連の通帳から出金をすること、会場の予約と会議場の設定の仕方、高体連役員への会議案内の送付、加盟種目団体の試合成績の新聞を切り抜くことでした。

そして、高体連の兵庫県職員信用組合、太陽神戸銀行の通帳二通(一般会計・特別会計)と高体連の会長印と関係ゴム印を渡され保管と管理をすることでした。
・その他の仕事として

た四平方メートルの場所は県教委が私に座るように準備した机の位置になっています(甲第一九九号証)。

兵庫県高等学校体育連盟の予算(甲第二〇〇号証の三)を見ると、予算額は約一、九三八万円あり、その内会費が一、四二〇万円、県からの補助金は使途先がはっきりしており、全国大会に出場する選手全員に激励費として渡す一六〇万円、近畿大会を開く為の運営費二二〇万円になっており、その他は会費で運営されています。

この高体連運営の為に雇われる事務局の職員の給料として、一九八六年度は約一一九万円執行されています。これが常勤のアルバイト職員の奥迫さんの給料額の金額にあたります。

私の知る範囲では、これまでの過去一〇年間、毎年交代する高体連アルバイト職員の給料は高体連の予算から支出されていました(甲第二〇一号証)

私が高体連事務職員を担当させられた一九八七年度だけ、事務費の給料が計上されていませんし、支払われていません。しかも、私が芦屋市に戻った後に、再びアルバイトの事務職員が雇用されました。

高体連は、芦屋市から事務職員が出張する団体ではなく、県教委から組織的にも財政的にも自立した団体です。会費運営の任意、私

すこやか広場(県立高等学校施設開放事業)とグリーンスポーツ(学校施設に遊具やアスレチックを設置して学校を開放)を開設している学校から利用人数を連絡してもらいそれを集計する。

以上のことを奥迫さんから引き継ぎました。この事務は、県まで毎日出張してきて研修する内容のあるものではありませんでした。

高体連の事務をするということについて小林証人は、「ただ、その高体連の仕事全部やってもらったかどうか、体育保健課の仕事もやりながら、これをやってもらったかどうか、その辺については我々ばかりではありませんけども」(第四七回小林証言P一〇)と勝手な憶測をしていますが、出張先での仕事内容すら把握していないということは、「研修」とは名ばかりで、市芦高校から放逐するための受け皿として「研修」が使われたことを、この証言は明らかにしています。

県職員と同じ勤務時間のアルバイト職員から引き継いだ仕事はそれなりの量があり、この一年間の仕事は高体連関係事務で手一杯でした。
また、この国文科卒業のアルバイト職員から引き継いだ事務は教員でなければできない仕事ではありませんでしたし、ましてや、約一二年の体育科教員としての知識や経験が活かされる職務内容ではありませんでした。

また、この国文科卒業のアルバイト職員から引き継いだ事務は教員でなければできない仕事ではありませんでしたし、ましてや、約一二年の体育科教員としての知識や経験が活かされる職務内容ではありませんでした。
また、高体連の事務局職員は申立人麻田利子(甲第二〇三号証の七)になっていますが、いつ私を高体連理事長が事務職員として推薦し、高体連会長がなぜ私を事務局職員に任命したのか、その経過を私は一切知らされていません。私は、何の同意もなく、任意団体の高体連の職員とされており、不当な扱いを受けていました。

(3) 出張の目的の欺瞞性

出張命令書目的によれば、「昭和六三年全国高校総合体育大会関係事務を中心とした兵庫県体育保健行政事務の実務を学び今後の本市における能率的な行政運営の参考に資するため」ですが、昭和六三年全国高等学校総合体育大会兵庫県実行委員会事務局(以下六三総体事務局)は、体育保健課のある兵庫第二庁舎から離れた、兵庫県警察本部別館三階にあり、県の体育保健課とは別の場所にありました。

県レベルの大会は高体連ですが、全国大会になると規模が違い過ぎますので、全国総体

(2) 行政機関でない高体連とそこへの配転の不当性

私の出張命令書の派遣先は兵庫県教育委員会体育保健課でしたが、実態は高体連が県から借りた席に座って高体連の事務を行うことでした。

高体連は、任意団体で、県行政の執行機関の一部でなく、課や係でもありませんでした。このことについて、以下のとおり述べます。

高体連は、兵庫県高等学校体育連盟の規約(甲第二〇八号証)「第一三条(会計)」にあるとおり、主に会員の会費で運営されている任意団体であり、その予算を使い、同規約「第三〇条 本連盟の会費を処理するために事務局職員若干名を置くことができる。2 事務局職員は理事長の推薦により、会長が任命する」によって事務局職員が雇用されています。
また、同規約第二条で「事務局を兵庫県教育委員会事務局体育保健課におく」ことになっています。

この事務局は県の行政財産使用許可申請書一式(甲第二〇三号証一七七)によると、兵庫県第二庁舎一〇階内の体育保健課の四平方メートルを年間三三、一七七円で借用している団体であり(甲三三八号証)、その借用し

が開催される三年前の一九八五年一月に、昭和六三年全国高等学校総合体育大会兵庫準備委員会が設立されました。そして、一九八七年に実行委員会になり、六三総体事務局には専任の職員がいました。一九八八年の実施年度にはアルバイト職員が増員されたこと聞いており、高体連とは別の組織でした。
私が出張する前から六三総体事務局があったのですから、出張命令どおりだと、私は六三総体事務局に行くべきだったはずですが、私は同実行委員会のどこにも属さず、六三総体事務局開催の会議に出席したこともありません。

これでは、昭和六三年全国高校総合体育大会関係事務を学ぶようがありません。よって「昭和六三年全国高校総合体育大会関係事務を学ぶ」という出張目的は虚偽であり、処分者という芦屋市の公務の必要性の根拠になり得ません。
以上の理由によって、明らかのように、芦屋市教育委員会は、不当にも私を市芦高校から排除する為に「昭和六三年全国高校総合体育大会関係事務を学ぶ」という虚偽の出張目的を作りあげたのです。

5 処分者主張と矛盾する再配転

一年間の出張の後、私は、一九八八年四月

に社会教育部芦屋市立体育館・青少年センターに二度目の配転をされました。

処分者側答弁書第三項には「昭和六三年八月に全国高校総体が開催され芦屋市がヨットを受け持つことになった、このため芦屋市教育委員会としても今後の能率的な行政運営も含め、これに対応する必要があった」とあります。

芦屋市では、一九八六年に昭和六三年高校総体ヨット競技芦屋市実行委員会事務局（以下芦屋市実行委員会事務局）が作られ、六三全国総体に向けて準備が進められていました。

答弁書どおりであるなら、市の職員として再配転するならば芦屋市実行委員会事務局ですが、なぜか体育館・青少年センター・体育係への配置でした。

小林証人は「体育館で高校総体の仕事を受け持っていた訳だから、関連する体育館体育係に配置換えした。ヨット競技の役員構成や組織中の一員でなかったかなと思います」（第四七回小林証言P二〇～二二）と証言しています。

しかし、体育館で高校総体を受け持ったこととはありません。高校総体は、あくまで指導部学校教育課の事業です。体育館の中に、たまたま学校教育課の芦屋市実行委員会事務局の事務室があっただけです。体育館にある社会教育部体育係が六三全国総体の担当課では

あり出張では無理だと、ここでも断られました。

保育時間内に迎えが間に合う保育所がなく、子どもを迎えに行けなくなるので、私は退職を考えざるを得ないところまで追い込まれました。

いろんな方に声をかけ、最終的には、なんとかご近所の方に無理をお願いして、切り抜けることができました。ほっとしましたが無償と言う訳にも行かず、月二五、〇〇〇円の謝礼を支払うことになりました。この間、経済的にも精神的にも非常な負担が続きました。

子どもを保育所に迎えに行き、貰うことができましたが、親が迎えに行けない事により子どもが影響をこうむることになりました。

突然の、この配転で保育所の保母から、上の子どもが落ち着かず、他の子供とトラブルが増えたと言われましたし、下の子どもは取れていたおしめがまた必要になりました。

保育を必要としている子どもや、保育をしている親については社会的に配慮が要請されています。

芦屋市でも、一九八八年一〇月の四週六休制の試行に伴う、平日の勤務終了時間の一分延長について、芦屋市職員労働組合と協議がなされました。そして、子どもを保育所に預けている市の職員に対して、保育所の閉所

ありませんでした。

体育館の体育係は社会体育で学校体育ではありません。体育はすべて体育館という発想は教育委員会の管理部長の認識としてはあまりにもおそまつです。

したがって私は、ヨット競技の役員や組織の構成員ではありませんでしたし、全国高校総合体育大会の準備を手伝うこともなく、関連の会議に出席したこともありませんでした。再配転された一九八八年四月から、芦屋市ヨット競技実行委員会事務局が解散するまで、六三全国総体に関わった事はありません。

もし、こうした認識で体育館に配転を行なったとすると、配転の手続き、配転先において、重大な瑕疵があったというべきです。このことから見ても、私の県への「研修」は、「研修」に値するものではなく、たとえ処分者の言うとおりの「研修」であったとしても、それがならん生かされる場所への配転でもありません。

第7 私を受けた不利益

1 生活に与えた影響

四月一日に突然県の教育委員会に毎日出張に行くように申し渡されました。当時私は、小学校二年生の子どもを学校に送り出してか

時間に間に合う保育所を探しやすいように、前もって勤務時間の変更があることが知らされました。尚かつ保育所の閉所時間に合わない乳幼児を持つ職員には、時間休暇が取得できるという規則（甲第二〇九号証）が制定されました。

ところが、私の場合には、突然翌日から、保育所の閉所時間に間に合わない勤務時間及び場所になりました。

今回は、保育所に迎えに行ってもらった方の家に、私が子どもを迎えに行くというところで、二次保育のめどが立ち、勤務を続けることができなくなりましたが、この人事は私を退職に追い込もうとする嫌がらせ人事に他なりません。教員特別手当、教職調整額が支給されないという経済的不利益については、基本的に石橋陳述書（甲第三一三三三号証）及び証言と同じです。

2 教育活動に与えた影響

中学校から、高校に入学してきた生徒の大部分は体育が嫌いになっていました。体育の授業を受けずに、中学の三年間を見学で通した生徒もいます。

体育は机上の学習と違い、一見して「できる」と「できない」が分かります。それだけに自信をなくしてきた生徒がたくさんいま

ら、五歳と一歳一〇ヶ月の二人の子どもを保育所に送迎していました。学校の勤務が終わってから、保育所の閉所時間内にいけるのは私しかいませんでしたので、配転になるまで私が毎日車で送迎をしていました。

保育所の送迎の必要性について前田校長は「教育委員会に伝えた」（第一九回前田証言P二一）と言っていますが何の配慮もなされませんでした。

県の勤務終了時間の午後五時三〇分に、県庁舎から元町駅へ走って行って電車に乗っても、西宮市にある保育所の閉所時間までの六時に迎えに行くのは時間的に困難な状態になりました。子どもが通い慣れ、親しんだ保母や友達がいる保育所を変わるのは可哀想でしたが、送迎時間に間に合う保育所を探しました。

西宮市の担当職員によると保育所を変わるのは、すぐにできる訳ではなく、通常申し込みをしてからの市の審査を経て、その後入決定通知をもらい、保育所に通所になるということで、時間がかかることであり、また途中変更については、四月の入所はほぼ決定している段階においては、保育所の変更は不可能で、保育時間の延長も、無理だと言われました。

次に、勤務先に近い神戸市の保育所にも問い合わせましたが、市内在住、在勤の条件が

た。自分の「できない」ところを認め、どうすれば「できる」ようになり、楽しむことができるのか、授業の中で何度も話し合い、工夫してきました。

例えば、バレーボールでは、ネットの高さを低くして、誰もがサーブやスパイクが打てる高さにしました。筋力が弱くて相手のコートにサーブが届かない時は、サーブの位置をコート内にして、相手コートに入る場所から打ちます。ルールを変えることによって障害をもっている生徒や体育の苦手な生徒も進んで授業に参加できるようにしました。他の種目も同様に、生徒が楽しめるルールで授業をしてきました。

個人種目では、自分で目標を作り、個人差によってスタート位置を変え、そこからの到達度を評価してきました。

このような授業ができたのは、学校やクラスで生徒同志がお互いを認め合っていたからできたことだと思います。

私が担任をしたクラスの中にK子がいました。真面目で努力するタイプでしたが、自分の事で精一杯で周りが見えない感じでした。入学した時は、いつ見ても、私と視線が合わず、下を向いていたのが印象的でした。彼女は、自分の高校生活の中の、クラスで

の取り組みや、生徒会執行部での経験、そして、奨学生集会で得たものを基礎として、次のように書いています。

「私は、幼稚園・小学校と登校拒否をしていました。(中略)私は市芦高校にきてよかったと思います。そして市芦高校に来てなかったら、今の自分はなかったと思います。市芦高校は自分が一生懸命したことは、必ず自分に返ってきてると思います。にがてな英語が分かるようになったり、自分から進んで聞くようになりまして。どこの学校に行っても、同じやと思うかも知れませんが、私はまったく違うものだと思います。

そして、父母の生い立ち、父の職場のことを聞き、考えていかなければいけない立場にしていく学校でもあります。(中略)

父は中学校を卒業すると一年間職業訓練所に入社して建具の会社に入社して一年間働いていました。父は神戸に親戚がいたため、神戸に出て来ました。神戸に出ることは、『田舎にいたってなんにもならないから、都会に出たらなんとかなるんじゃないか』と思ったからだと思います。神戸で最初に働いた所は新聞配達だったそうです。そして、鉄工所で働くようになり、新聞広告を見て、今のHゴムに昭和三十九年に入社しました。

父が、こんなにたくさん仕事を転々として

いた事を聞いてびっくりしました。そして、ほとんどの会社を一年余りでやめたこと、『なぜやめたの』と父に聞いた時、『おもしろくないから』と答えたことにもびっくりしました。

父は昭和三十三年から今まで、二二年間まじめに今の会社に行っています。そして、おもしろくないとおもったらやめていった父が、なぜ二二年間も働けたのかと聞くと、『(私達)子どもがいる。だから、やめない』と答えていましたが、私はそれだけではないと思います。

Hゴムには、障害者の人達も皆と一緒に働いています。父はその人達に仕事を教えています。私は、そのことも父が会社をやめないことに関係があると思います。

父は、障害者だということで特別の目で見ないで、健康な一人の人間として厳しくしかり、時にはやさしく助けたりしています。そして、障害者の人達も父のことを信頼しています。私は、そういう関係は親子みただと思いません。(中略)

私は、昔、父のことが大キライでした。お酒を飲むし、それに毎日怒られていたからです。でも父の話の聞いてみると、大キライと言った気持ちが少しずつなくなり、今では父の事を尊敬しています。

二年前に父が倒れた時、頭の中でこのまま

いて卒業しました。

今も、彼女は、在学中に決意した看護婦として働いています。彼女だけではありませんが、教科の授業だけでなく、担任として生徒が成長していく過程に出会い、卒業まで寄り添うことができたことが、私の財産になっています。

こうした私の教育活動を奪ったのが、今回の配転でした。

第8 本人特定理由の不存在

私の特定理由は、「持ち上がり」の点と「在職年数二二年」の二点(第四六回小林証言P三〇)だけです。

処分者側の主張する「持ち上がり」の点で言うと、私は一九八七年に卒業した二三回生の体育と保健を担当していましたが、一年生(二五回生)の保健と体育の授業も持っていましたので答弁書にある持ち上りには該当しません。なぜなら、二五回生とのつながりは、引き続きものであるからです。

一九八六年度当時、体育科の教員五名のうち担任を持っていたのは、私と田中さんだけでした。田中さんは二三回生を卒業させ、異動希望を出したと言っていましたので、「持ち上がり」の点で異動させるなら、異動希望を持っていた田中さんが最適です。

また、「在職年数」(甲第三三九号証)の点でいっても、同一校在職年数二四年で一度も異動経験のない教員が体育科にいました。

他にも、異動方針の対象者に該当し、異動希望をもっている体育科教員もいました。

あえて体育科で、教員を異動させるとするならば、異動希望者こそ対象にするのが望ましいことです。そのことは、一九八七年度異動方針(甲第二一八号証)にも明記してあります。

体育科の教員五名の中に異動希望をもった教員がいるということは校内のほとんどの教員が知っていましたし、本人達も公言していました。小林証人も「転出希望の先生はどの先生かわからないが校長から事前にある程度はきいていた」(第四六回小林証言P三〇)と体育科の中で異動を希望している人がいることを認めています。五人中三人までが、客観的に見て私より相応しいと思われる。以上の事から、私を特定する合理的な理由は成り立ちません。

あえて、理由を探すなら、体育科のなかで熱心な組合員である私を市芦高校から異動させたからです。管理職は、組合員の手初めを体育科から始めました。私を除く四名の体育科教員のうち、市芦高校で最初に非組合員になった教員を含め、一九八七年四月までに二名が非組合員、その後も一名が非組合員になっています。

父が死んでしまったら、どうしようなどいろいろ考えていました。父はだんだん良くなっていていますが、最近また体の調子が悪い時があるみたいです。今まで父が早く帰ってくると、イヤだなあと思っていました。今は早く帰ってこないかと心配で仕方ありません。父の事を思う私の気持ちが変わっていています。(中略)

私は将来看護婦になりたいと思っています。(中略)私にとって看護婦になることは、父が障害者の話をしてくれたこと、父母の身体が悪いこと、そして、私自身生後三ヶ月で脱臼になり、もし直っていなかったら歩行障害が残っていたということなどが、私が看護婦になろうと思ったことです。なんでこんなしんどい仕事選ぶんやろう、もっと楽な仕事あるのにと考えることがあります。それと、看護婦は人の命を預かり、その命を病氣から救うために、手助けをすることが私にできるだろうかと不安になったりします。あんまり考えずに、ただ今は看護婦になることだけを考えていこうと思っています」

高校三年間で彼女は着実に成長し、同じクラスにいた障害生とかかわりあうことで、職場の父親と重ね合わせる事ができました。それによって大嫌いな父親が、尊敬する父親に変わっていき、上記の奨学金の申請文を書

また、私は、担任を持った年度から、授業の無い時は職員室にすることが多くなりました。学年のH・Rの打ち合わせや、担任をするクラスの生徒達の様子を、各教科担当の先生から聞く必要があったからです。担任をしていない体育科の教員は、出勤簿に印を押して職員室に来るぐらいで、授業のない時は、ほとんど体育教官室にいました。

この体育科の教員と担任は、生徒指導や進級を巡って、学年会議や職員会議で、しばしば意見が対立しました。生徒を学校に來させ、卒業させてやりたいという担任と、厳しい生徒管理と処分を要求する体育科の教員との論議でした。会議の結論は、担任の意見が重視されることが多く、厳しい生徒管理と処分で学校運営をしたい管理職は、いつも不満そうでした。管理職は、自分達の意見を代弁しない、体育科教員の私を、他の体育科教員と区別しました。

井上教頭メモ(甲第二七号証)では、私以外の体育科教員全員が、管理職の意向を通します。一方、私は、配転された教員グループに入れられていたことから、嫌忌されていたことが明らかです。このことが、私を特定した理由に他なりません。

第9 指導員たることの不可解さ

私を指導員にしたことについて、小林部長は証言の中で「社会教育的な仕事に携わってもらうから指導員」（第四回小林証言P二六）と言っています。

しかし、私の配転先は、指導部学校教育課でした。本市では、社会教育に携わるのは社会教育部で、指導部学校教育課が携わりません。そして、私の出張先の県体育保健課の学校体育係には社会教育の仕事がありませんでした。処分者側の「社会教育的な仕事に携わってもらうから指導員」の主張自体、事実反しています。

また、一九八八年度の二回目の配転先の社会教育部・体育館青少年センターの業務は、社会教育的な仕事ですので、本来は、社会教育主事が充てられるべきです。

一九八〇年三月に指導員の職名（甲第一九四号証）ができ、同年四月に市芦高校の体育科教諭の寺本さん（当時市芦高校在籍八年）が本人の希望で体育館青少年センターに配転されました。社会教育的な仕事に携わる体育係への配転でしたが、指導員という職名がありながら、指導主事で配転されました。体育係職員一覧表（甲第二〇七号証）にあるように、体育係の中で学校の教壇に立った

経験のある人が現在までに五名（原田・寺本・後藤・荒谷・麻田）いますが、その内四名が指導主事であり、指導員は一九八七年に本人同意がなく配転をされた私ひとりです。

私（当時市芦高校在籍約一二年 三五歳）と同時に体育館に配置された後藤さん（当時小学校在籍六年間 二九歳）は指導主事で、その三年後に後藤さんの後任として配置された荒谷さん（当時小学校在籍五年間 二九歳）も指導主事として体育館に配置されました。どちらも三〜四年間体育館に勤務した後、本人の希望が受け入れられ、市内小学校へ教諭として異動しました。

私は、この八年間、市芦高校に戻れるよう毎年希望を出しています。これまで、体育科で教員の異動がありました。私が市芦高校に戻ることはありませんでした。一九九六年の三月に、体育科の女性教員が一人定年退職しますので、来年度こそ、私を、市芦高校へ戻すべきです。

さらに、体育館・青少年センターの職務分担表（甲第二〇六号証）からも、指導主事と指導員の業務の違いがありません。現在に至るまで、体育係の指導員と指導主事の職務内容の明確な違いの説明を受けたことはありません。

また、一九九一年に寺本指導主事が係長に

昇任したとき、彼女が主担当と副担当で持っていた事業の大部分を私が一人で主担当で受け持つことになりました。

指導主事と指導員の区別は、合理的な基準のない中で、裁量権の恣意的な行使によって行われ、市芦高校組合員だけを指導員にするのは懲罰人事に他なりません。

この指導員について、処分者は、処分者側証人の小林証言を唯一のより所に、「社会教育的な仕事に携わってもらうから指導員」の主張を繰り返していますが、根拠のないことです。

また、率先して、法令・規則を順守しなければならぬ立場の行政が、根拠規定もなく、資格・職務内容・職階上の位置付け・職務権限等、明文化もされていない指導員に一方的に任命するのは、不当です。

そして、指導員は明文規定がなく、慣例的にも定着していない職であった為に、職名のない人事異動通知書で異動をさせたことは、石橋陳述書（甲第三一三三三号証）及び証言で明らかです。

以上陳述致しましたとおり、私を配転させる合理的な理由はどこにも存在しません。私が教員として学校現場に一刻も早く戻れますよう適正な裁決をお願い致します。